五　法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（株券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

六　法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

七　外国市場デリバティブ取引（第三号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。）

八　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

九　法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプションを付与する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十　法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十一　法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるものに限る。）

（未公表の公開買付け等事実の伝達等に係る課徴金の計算における株券等の買付け等）

第三十三条の二十一　法第百七十五条の二第十一項に規定する政令で定める取引は、次に掲げる取引とする。

一　株券等の買付けその他の有償の譲受け

二　合併又は分割により株券等を承継すること。

三　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

四　法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるものに限る。）

五　法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（株券等に係る金融商品の利率等又は金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等又は金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

六　法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ又はロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

七　外国市場デリバティブ取引（第三号から前号までに掲げる取引に類似するものに限る。）

八　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引（現実数値が約定数値を上回つた場合に金銭を受領する立場の当事者となるものに限る。）

九　法第二条第二十二項第三号又は第四号に掲げる取引（オプションを取得する立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十　法第二条第二十二項第五号に掲げる取引（株券等に係る金融商品の利率等若しくは金融指標の約定した期間における変化率に基づいて金銭の授受を約する取引（この金銭の授受とあわせて当事者が元本として定めた金額に相当する金銭又は金融商品を授受することを約するものを含む。）に係るもの又はこれに類似するものであつて、当該取引において当該金融商品の利率等若しくは金融指標が約定した期間に上昇した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

十一　法第二条第二十二項第六号に掲げる取引（当事者があらかじめ定めた同号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を支払う立場の当事者となるもの又はこれに類似するものに限る。）

（未公表の重要事実の伝達等に係る課徴金の計算に関し必要な事項）

第三十三条の二十二　法第百七十五条の二第五項に規定する特定有価証券等の売付け等若しくは同条第七項に規定する特定有価証券等の買付け等又は同条第九項に規定する株券等の売付け等若しくは同条第十一項に規定する株券等の買付け等が次の各号に掲げる取引であるときは、当該各号に掲げる取引の価格は、当該各号に定めるものとする。

一　法第二条第二十一項第二号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）　約定数値（外国市場デリバティブ取引にあつては、これに相当するもの）

二　法第二条第二十一項第三号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第二十二項第三号若しくは第四号に掲げる取引　オプションの対価の額

三　法第二条第二十一項第四号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第二十二項第五号に掲げる取引　当該取引における変化率の算出に係る約定期間開始時の金融商品の利率等若しくは金融指標又はこれらに類似するもの

四　法第二条第二十一項第五号に掲げる取引（これに類似する外国市場デリバティブ取引を含む。）又は同条第二十二項第六号に掲げる取引　当事者があらかじめ定めた同条第二十一項第五号イ若しくはロ若しくは第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額又はこれに類似するもの

五　法第二条第二十二項第二号に掲げる取引　約定数値又はこれに類似するもの

2　前項の場合において、特定有価証券等の売付け等若しくは特定有価証券等の買付け等又は株券等の売付け等若しくは株券等の買付け等の数量は、次の各号に掲げる取引の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

一　前項第一号に掲げる取引　同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

二　前項第二号に掲げる取引　同号に定めるオプションの対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの

三　前項第三号に掲げる取引　同号に定める金融商品の利率等若しくは金融指標と約定期間終了時の当該金融商品の利率等若しくは金融指標との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

四　前項第四号に掲げる取引　同号に定める法第二条第二十一項第五号イ若しくはロ若しくは第二十二項第六号イ若しくはロに掲げる事由が発生した場合に金銭を受領する権利の対価の額を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

五　前項第五号に掲げる取引　同号に定める約定数値と現実数値との差を乗ずることにより授受を約する金銭の額が算出されるもの又はこれに類似するもの

第三十八条の二第一項中「」及び第二項」を「」、第二項及び第三項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同項ただし書中「命ずる権限」の下に「、報告を求める権限」を加え、同項第一号及び第二号中「第二十六条」を「第二十六条第一項」に改め、同条に次の一項を加える。

第三十八条の二第一項中「」及び第二項」を「」、第二項及び第三項（法第二十七条の二十二の二第二項において準用する場合を含む。）」に改め、同項ただし書中「命ずる権限」の下に「、報告を求める権限」を加え、同項第一号及び第二号中「第百八十五条の七第十二項」を「第百八十五条の七第十四項」に改める。